

# 佐賀県 弁護士会便り

第184号

R8/5/1 発行



## 会長挨拶

佐賀県弁護士会便りをご覧いただき、ありがとうございます。令和8年4月1日より1年間、佐賀県弁護士会の会長を務めさせていただくことになりました永尾竹則（ながお たけのり）と申します。

佐賀県弁護士会には令和8年4月1日現在、113名の弁護士が登録して活動しております。日々の生活を送る中で、離婚や相続等の家族間のトラブル、取引先や勤務先等との仕事上のトラブル、借金等のトラブル、交通事故、刑事事件等様々なトラブルに遭遇することがあると思います。また、これから何か活動を始めようと考えるときには、それに関する法的リスクやそれを回避するための対策あるいは生じた問題に対応するための対策をあらかじめ考えておきたいということもあると思います。そのようなときは、自分だけで悩んだり問題を抱え込んだりせず、是非、弁護士にご相談いただきたいと思います。



佐賀県弁護士会ではこのような様々な法的問題に応じた法律相談を実施していますので、上で申し上げたような問題を抱えていらっしゃる方あるいは抱えてしまう危険があるという方は、早めに佐賀県弁護士会へお問い合わせください。

「佐賀県弁護士会」を検索  
もしくはQRコードから



佐賀県弁護士会 HP

お問合せは、お電話だけではなく佐賀県弁護士会のホームページからでも可能です。佐賀県弁護士会のホームページにある「弁護士に相談したい」の中にある「分野別相談窓口」などの各項目をクリックしていただくとご相談いただく際の注意点や費用をご参照いただけると同時に佐賀県弁護士会で実施している相談窓口もご確認いただくことができます。その中からご相談の内容に応じた相談窓口でのご相談をご予約いただくこともできますし、「弁護士を探す」という項目からお住いのお近くの弁護士を探すことができます。

また、佐賀県弁護士会では、市民の皆様にもご参加いただけるシンポジウムなどのイベントを実施しております。イベントのご案内は佐賀県弁護士会のホームページでもご確認いただけますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

さらに、決議・声明・議決書などもご覧いただけるようになっております。ちょっと難しい表現もあるかと思いますが、さまざまな法的問題に対する弁護士会としての考え方などに触れていただける資料になるかと思うので、こちらもご覧いただければと思います。

弁護士が法律の専門家として市民や県民の皆さんから信頼していただけると同時にもっと近い存在でいられるよう、佐賀県弁護士会として活動して参りたいと考えております。

1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 法律相談のご案内

### 交通事故専門相談

（公益財団法人日弁連交通事故相談センター佐賀県支部主催）

毎週火曜日（祝日は除く）13:30～16:00 佐賀県弁護士会館内にて

※ 面談形式。約30分。

※ 刑事処分・行政処分の相談はできません。

※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。

ネット予約もできます！

問合せ TEL 0952-24-3411

